

商品名(愛称)	自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期・スーパー定期300)
販売対象	単利型 …… 法人および個人、複利型 …… 個人のみ
期間	定型方式 …… 1か月、2か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 期日指定方式…1か月超5年未満  ・複利型の預入期間は3年以上5年以下とし、当該期間の個人の預入については、定型方式、期日指定方式にかかわらず、全て複利型とさせていただきます。 ・定型方式の場合は、預入時のお申し出により、自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。
預入	1. 預入方法 一括預入 2. 預入金額 100円以上 3. 預入単位 1円単位
払戻方法	・満期日以降に一括して払い戻します。 ・複利型の場合、預金の一部について1万円以上万円単位の金額で預入日の6か月後の応答日以後の任意の日に払い戻すことができます。
利息	1. 適用金利 預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 2. 利払頻度 〔単利型〕 中間利払日(預入から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年毎の応答日)以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から、当該中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%、小数点第3位以下切り捨て)により計算します。 〔複利型〕 満期日以後に一括して支払います。 3. 計算方法 〔単利型〕 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 〔複利型〕 付利単位を1円とした6ヶ月毎の複利計算(端数は日割計算)
税金	2013年1月1日～2037年12月31日までに受け取る利息には、復興特別所得税(0.315%)が追加課税されることにより、20.315%の税金がかかります。
手数料	—
付加できる特約事項	・個人のはマル優の取扱いができます。 ・個人の定型方式の自動継続に限り、総合口座の担保とすることができます。 なお、貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を加えた利率です。

中途解約時の  
取扱

1. 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下は切り捨て)により計算した利息とともに払い戻します。

但し、その利率が解約時の普通預金利率を下回る場合、普通預金利率を適用します。

期間 中解	1か月以上 3年未満もの	3年以上 4年未満もの	4年以上 5年未満もの	5年もの
6か月未満	普通預金利率	普通預金利率	普通預金利率	普通預金利率
6か月以上 1年未満	約定利率× 50%	約定利率× 40%	a. 約定利率×40% b. 解約日の6か月ものの利率×40% (a. b. のいずれか低い利率)	a. 約定利率×30% b. 解約日の6か月ものの利率×30% (a. b. のいずれか低い利率)
1年以上 1年半未満	約定利率× 70%	約定利率× 50%	a. 約定利率×50% b. 解約日の1年ものの利率×50% (a. b. のいずれか低い利率)	a. 約定利率×40% b. 解約日の1年ものの利率×40% (a. b. のいずれか低い利率)
1年半以上 2年未満	約定利率× 70%	約定利率× 60%	a. 約定利率×60% b. 解約日の1年ものの利率×60% (a. b. のいずれか低い利率)	a. 約定利率×50% b. 解約日の1年ものの利率×50% (a. b. のいずれか低い利率)
2年以上 2年半未満	約定利率× 70%	約定利率× 70%	a. 約定利率×70% b. 解約日の2年ものの利率×70% (a. b. のいずれか低い利率)	a. 約定利率×60% b. 解約日の2年ものの利率×60% (a. b. のいずれか低い利率)
2年半以上 3年未満	約定利率× 70%	約定利率× 90%	a. 約定利率×80% b. 解約日の2年ものの利率×80% (a. b. のいずれか低い利率)	a. 約定利率×70% b. 解約日の2年ものの利率×70% (a. b. のいずれか低い利率)
3年以上		約定利率× 90%	a. 約定利率×90% b. 解約日の3年ものの利率×90% (a. b. のいずれか低い利率)	a. 約定利率×80% b. 解約日の3年ものの利率×80% (a. b. のいずれか低い利率)
4年以上			a. 約定利率×90% b. 解約日の4年ものの利率×90% (a. b. のいずれか低い利率)	a. 約定利率×90% b. 解約日の4年ものの利率×90% (a. b. のいずれか低い利率)

※ b は解約日における店頭表示の自由金利型定期預金(M型)の利率とします。

2. 中間利息支払後に中途解約があった場合は、中間利息支払額と中途解約利息との差額を精算します。

重 要 事 項	<p>この預金は預金保険の対象となります。</p> <p>※当行にお預け入れいただいている他の預金と合算し、元本 1 千万円までとその利息等が保護対象となります。</p>
そ の 他 参考となる事項	<p>・満期日以降の利息は、解約日または書替継続日当日の普通預金利率により計算します。</p> <p>・当行が契約している指定紛争解決機関</p> <p>    一般社団法人全国銀行協会</p> <p>    連絡先:全国銀行協会相談室</p> <p>    電話番号:0570-017109または03-5252-3772</p>